

## 『内部統制システム構築義務と新会社法』

中京大学法科大学院教授  
法曹養成研究所副所長

池野 千白

## 0 はじめに

商法から会社法が独立し、新会社法時代が到来した。さまざまな箇所で、法務省の考え方に対する批判が起きており、新たな解釈論争も早くも登場している。それらの問題の中で、実務的には大きな制度的影響のある問題が、本稿の内部統制システムに関する会社法の規制内容である。本稿では、会社法および会社法施行規則における内部統制システム構築義務の内容を明らかにするとともに、それに実務的にどう対応すべきかをコメントしたい。

## 1 会社法と内部統制システム構築義務

会社法は、株式会社のすべての類型において（公開・非公開、大会社・非大会社、委員会設置等）、内部統制システム構築に関する決定権限を、取締役会設置会社では取締役会の専決事項として（会社法362条4項6号、416条1項1号ホ、3項）、取締役会非設置会社では取締役の多数決専決事項として（会社法348条3項4号）、明文化した。しかも、大会社および委員会設置会社では、内部統制システムの整備に関する事項を決定することを義務づけたのであった（会社法362条5項、416条2項、348条4項）。

内部統制システム構築義務については、実は、旧商法時代すでに、委員会等設置会社に関して、旧商法特例法において明文化されていた。もっとも、取締役会や取締役に対する直接的な構築義務としてではなく、監査委員監査の職務遂行のために必要な事項として（旧商法特例法21条の7第1項2号）、旧商法施行規則193条において定められていた。すなわち、これは監査委員が実効的な監査を行うためには、内部統制システムが整備されていることが必要だからであると理解されていた。

しかし、旧商法施行規則193条では、監査委員監査の実効性確保のために必要な体制に関する事項と、執行役の下での内部統制システムの構築内容とが混在化していた。

## 2 会社法と内部統制システム

それでは、会社法では、この旧商法施行規則で考えられていた監査委員監査のための体制的内容から、どのように進化し、整理されたのであろうか。

会社法では、内部統制システムとは、例えば、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省

令で定める体制」として定義された（会社法362条4項6号）。このことから、監査業務に関する体制とは、きちんと切り離され、取締役の職務執行上のコンプライアンスを中心とする体制として、取締役の下で展開される会社の業務全般に関する適正確保の体制として、位置づけられている。

このことは、会社法では、株式会社の中に、有限会社型を取り込んだことから、監査役を制度的に有しない機関類型が当然に認められることから、内部統制システムは必ずしも監査業務との連関で設定することができなくなったからである。したがって、監査役を前提としていない取締役会非設置会社に関する規定では、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率性確保体制、使用人コンプライアンス体制、企業集団コンプライアンス体制という会社施行規則98条1項各号と、会社法348条1項4号が直接規定する取締役コンプライアンス体制の6項目が内部統制システムの具体的内容となっている。

### 3 委員会設置会社以外の会社の内部統制システム

このような法改正の動向から、少なくとも、委員会設置会社においては、旧商法施行規則193条各号と会社法施行規則112条2項各号とに若干の相違はあるが、これらの内容に関する体制システムの構築ないし整備がなされているはずである。しかし、委員会設置会社以外の会社では、数的には圧倒的にこちらが多いのであるが、法令的な義務化がされておらず、それどころから業務執行権限としても明文化されていなかったのであるから、突然のように降って湧いた感があり、実務的には大きな問題として認識されている。

ところが、法務省の見解では、内部統制システム構築義務に関しては、委員会設置会社以外の会社においても取締役としての当然の義務であるという認識が述べられているのである。すなわち、「会社が大会社に要求しているのは、そのような体制の整備に係る決定であり、ある種のレベルの体制を整備することではありません。内部統制システムの整備自体は、会社法を待つまでもなく、各社の事情に応じて、業務執行者の善管注意義務の一環として求められるものであり、会社法の施行によりその整備が義務づけられることとなるようなものではありません。業務執行者が善管注意義務の一環として構築していたはずの内部統制システムを引き続き構築・維持していただければよいということです」。これでは、善管注意義務の具体的内容として、すべての会社において当然に内部統制システムが構築されているかのようである。判例は、構築されていない現状に継承をならしているのに、そうであるなら、明文化は不要なはずであり、委員会設置会社においても先行する必要がなかったはずである。

少なくとも、会社法の明文規定化により、善管注意義務に理論上含まれている抽象的な内部統制システム構築義務を、具体的な項目的内容として強制するものであると理解すべきである。具体的な項目的規定であるからこそ、具体的項目性が一致していなければ、違法だという認識が生ずることになる。抽象的であるか具体的であるのかは、その違法性の認識において大きな相違をもたらすものである。

それでは、法務省が当然であるとしている判例上の内部統制システム構築義務の内容を検討しよう。

#### 4 判例上の内部統制システム構築義務違反と取締役の善管注意義務違反

<事例1> 大和銀行事件 (大阪地判平成12年9月20日・平成13年12月和解)

大阪地裁の判示内容は、リスク管理体制を内部統制システムと同義であるとして、さらには、コンプライアンス体制も同義であるとして、その構築に関する任務懈怠行為の有無の認定の前提として、示されている。

##### 「1 リスク管理

健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制(いわゆる内部統制システム)を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから(旧商法206条2項)、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。監査役は、旧商法特例法22条1項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものと言うべきである。

もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、様々な金融不祥事を踏まえ、金融機関が、その業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないと言うべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることに留意しなければならない。

##### 2 ニューヨーク支店におけるリスク管理

争点1で問われているのは、主として、被告らのうち、大和銀行の代表取締役の地位にあった者及び取締役在任中にニューヨーク支店長の地位にあった者が、同支店における財務省証券取引及びカストディ業務に内在する、価格変動リスク等の市場リスク及び事務リスクのうち、特に事務リスクを適切に管理する仕組み、すなわちリスク管理体制を整備していたか否か、また、その余の被告らに、取締役又は監査役としての監視義務違反又は監査義務違反が認められるか否かである。

ところで、取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し、会社全体として法令遵守経営を実現しなければならない。しかるに、事業規模が大きく、従業員も多数である会社においては、効率的な経営を行うため、

組織を多数の部門、部署等に分化し、権限を部門、部署等の長、さらにはその部下へ委譲せざるを得ず、取締役が直接全ての従業員を指導・監督することは、不適當であるだけでなく、不可能である。そこで、取締役は、従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体制を確立すべき義務があり、これもまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。この意味において、事務リスクの管理体制の整備は、同時に法令遵守体制の整備を意味することになる。」

< 事例 2 > 神戸製鋼事件（神戸地裁平成14年4月5日和解所見）

この和解所見では、< 事例 1 >とは異なり、リスク管理体制 = 内部統制システムという短絡的な考え方を採用しておらず、内部統制システムの内容として、コンプライアンス体制を理解する会社法が考える内部統制システムに近い考え方をしている。

「神戸製鋼所のような大企業の場合、職務の分担が進んでいるため、他の取締役や従業員全員の動静を正確に把握することは事実上不可能であるから、取締役は、商法上固く禁じられている利益供与のごとき違法行為はもとより大会社における厳格な企業会計規制をないがしろにする裏金金捻出行為等が社内で行われないよう内部統制システムを構築すべき法律上の義務があるというべきである。

とりわけ、平成3年9月、経団連によって企業行動憲章が策定され、社会の秩序や安全に悪影響を与える団体の行動にかかわるなど、社会的常識に反する行為は断固として行わない旨が宣言され、企業の経営トップの責務として、諸法令の遵守と上記企業行動憲章の趣旨の社内徹底、社員教育制定の充実、社内チェック部門の設置及び社会的常識に反する企業行動の処分が定められたこと、また、平成7年2月、企業における総会屋に対する利益供与の事実が発覚して社会問題となり、上記経団連企業行動憲章が改訂され、上記に加えて、企業のトップが意識改革を行い、総会屋等の反社会的勢力、団体との関係を絶つという断固たる決意が必要であり、これについては担当部門任せでない、組織的対応を可能とする体制を確立する必要がある、従業員の行動についても「知らなかった」ですませることなく、管理者としての責任を果たす覚悟が必要であるとの趣旨の宣言が追加されたこと、(略)等からも明らかとなり、上記の内部統制システムを構築すべき義務は社会の強い要請に基づくものでもある。

一方、企業会計に関する規定は、会社においては、企業の関係者の利害を保護するための重要な規定であり、(略)これに反する会計処理は許されるものではない。裏金捻出は、かかる企業会計に反することはもちろんのこと、さらに利益供与等の犯罪の原資になりやすいことからしても、これを特に厳しく防止する必要がある、内部統制システムの構築にあたってはこの点も十分に配慮すべきものである。

そうであるとすれば、企業のトップとしての地位にありながら、内部統制システムの構築等を行わないで放置してきた代表取締役が、社内においてなされた違法行為について、これを知らなかったという弁明をするだけでその責任を免れることができるとするのは相当でないというべきである。

この点につき、被告らは、神戸製鉄所においても一定の内部統制システムが構築されていた旨を

主張する。しかし、総会屋に対する利益供与や裏金捻出が長期間にわたって継続され、相当数の取締役及び従業員がこれに関与してきたことからすると、それらシステムは十分に機能していなかったものと言わざるを得ず、今後の証拠調べの結果によっては、利益供与及び裏金捻出に直接には関与しなかった取締役であったとしても、違法行為を防止する実効性ある内部統制システムの構築及びそれを通じての社内監視等を十分尽くしていなかったとして、関与取締役や関与従業員に対する監視義務違反が認められる可能性もあり得るものである。

以上が、2例が、何らかの意味で内部統制システムの構築義務が取締役の任務であり、それを怠ることは、任務懈怠を構成するということを認めているのであるが、<事例1>は、取締役の善管注意義務の具体的内容としてリスク管理システム（＝内部統制システム＝コンプライアンス体制）の構築義務を要求しているのに対し、<事例2>は、取締役の直接的な具体的義務として内部統制システムの構築とその構築されたシステムを通じての監視義務を判示している。

以上に対して、内部統制システムの構築が一定程度なされていることを理由として、取締役の任務懈怠を否定した判例が2例ある。

#### 5 判例上一定程度の内部統制システムの構築を認めた事例

##### <事例3> ヤクルト・デリバティブ事件（東京地判平成16年12月16日）

この事件では、特定の取締役が違法行為をした場合でも、リスク管理体制が構築されている場合には、特段の事情がない限り、善管注意義務違反を問われない余地があることを示した。内部統制システムという概念は用いられていない。

「取締役が、意思決定が行われた状況下において、取締役に一般的に期待される水準に照らして、当該判断をする前提となった事実の認識の過程（情報収集とその分析、検討）に不注意な誤りがあり、合理性を欠くものであったか否か、そして、その事実認識に基づく判断の推論過程及び内容が明らかに不合理なものであったか否かが問われるべきであり、そのような観点からみて、本件デリバティブ取引に関する具体的なリスク管理体制の構築を怠っていたと認められる場合において、個々の取締役が違法な職務執行を行い会社が損害を被ったときは、他の取締役についても、監督・監視義務を内容とする善管注意義務違反を問われる余地があると解される。

他方、会社において、このようなリスク管理体制が構築され、これに基づき個々の取締役の職務執行に対する監視が行われている限り、個々の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、他の取締役が、代表取締役や担当取締役の職務執行が適法であると信頼することには正当性が認められることから、仮に、個々の取締役が、違法な職務執行を行い会社が損害を被った場合であっても、他の取締役について、監視義務を内容とする善管注意義務違反を問われることはないというべきである。

なお、監査役は、「取締役ノ職務ノ執行ヲ監査」すべき職責を負い（旧商法274条）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律22条1項が適用される場合を除き、取締役の職務執行の状況について監査すべき権限を有することから、上記リスク管理体制の構築及びこれに基づく監視の

状況について監査すべき義務を負っていると解すべきである。

このようにリスク管理体制の構築につき、一定程度のものがなされているという認定を行い、特別な事情がある取締役以外については、損害賠償責任はないと判示したのである。

<事例4> ダスキン事件（大阪地判平成16年12月22日）

この事例では、リスク管理体制の一つの内容として、コンプライアンス体制が位置づけられている。

「ダスキンの本件販売当時におけるリスク管理体制のうち、違法行為を未然に防止するための法令遵守体制（具体的な取組みを含む。）について検討するに、前記2（4）のとおり、ダスキンは、当時、担当取締役は経営上の重要な事項（販売していた食品に食品衛生法上使用が許されていない添加物が含まれていたことは、食品を販売する会社にとっては経営上極めて重要な問題であるのは明らかである。）を取締役に報告するよう定め、従業員に対しても、ミスや突発的な問題は速やかに報告するよう周知徹底しており、違法行為が発覚した場合の対応体制についても定めていた（「内部摘発」による違法行為の発覚も想定されている。）。また、その上で、実際に起こった食中毒に関する企業不祥事の事案を取上げて注意を促すセミナーも開催していたものである。これらを総合してみると、ダスキンにおける違法行為を未然に防止するための法令遵守体制は、本件販売当時、整備されていなかったとまではいえないものというべきである。

（3）これに対して、原告は、違法行為等があれば即座に「コンプライアンス部門」又は「品質管理機関」を通して取締役会に報告される体制を構築し周知徹底しておかなければならなかった旨主張する。

しかしながら、株式会社であれば当然にかつ一律に「コンプライアンス部門」を設置しなければならないとか、食品を販売する会社であれば当然にかつ一律に、違法行為等の情報を収集し取締役会に報告する、食品の企画・製造・販売の部門から独立した機関としての「品質管理機関」を設置しなければならないとまではいうことができず、前判示のとおり、ダスキンにおける違法行為を未然に防止するための法令遵守体制は、本件販売当時、整備されていなかったとまではいえないから、原告の上記主張は採用することができない。」

この二つの事例では、それぞれの会社にリスク管理が構築されていることを認定した上で、リスク管理統制の構築義務違反が生じていないことから、その点に関しては取締役の任務懈怠を認定しなかった判例である。

このように、内部統制システムが一定程度構築されていれば、他の取締役や従業員において違法行為や不適切な行為があっても、当然に任務懈怠とはならないという免責的機能を、内部統制システムの構築が果たすことが分かる。

## 6 上場企業と内部統制システム構築義務

### (1) 「コーポレート・ガバナンスの状況」

平成15年3月31日の「企業内容等開示令」の改正により、事業等のリスク及びコーポレート・ガバナンスの状況に関する記載を行うことになった。すなわち、企業内容等開示令第3号様式の「有価証券報告書」の第1部の第2「事業の状況」の4には「事業等のリスク」が、第4「提出会社の状況」の6には「コーポレート・ガバナンスの状況」が定められた。

「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示内容は会社の企業統治に関する事項、例えば会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況等について具体的に記載することが求められており（会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項を記載することができる。=開示令第3号様式記載上の注意31-2）、委員会設置会社でなくても、これらの抽象的項目については、一定の体制の整備が義務づけられているという機能を有していた。すなわち、開示義務はもちろん、そのようなシステムの構築を直接的に義務づけるものではないが、記載事項が存在する以上、虚偽記載をするのでなければ、記載に相当する具体的なシステムを事実上強制することになるからである。例え、規程だけであったとしても。

したがって、上場会社については、委員会等設置会社でなくても、先行して、内部統制システムの構築が義務化されていたと評価することができる。

## 7 会社法規定における内部統制システムの具体的内容

### (1) 会社法

会社法が直接明文化するものは、『取締役・執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制』であり、その他については、省令に具体的内容を譲っている。

### (2) 会社法施行規則

そして、『株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制』という会社法規定を受けて、省令では以下のものが規定されている。

<会社法施行規則98条・100条（業務の適正を確保するための体制）>

1 会社法362条4項6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

2 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。

3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株

式会社を含む。)である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。

- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<会社法施行規則112条（業務の適正を確保するための体制）>

- 1 会社法416条1項1号ロに規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  - 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - 二 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
  - 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
  - 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 2 法第四百十六條第一項第一号ホに規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする
  - 一 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 三 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

## 8 会社法下における構築すべき内部統制システムの具体的内容

<前提>

会社法、同法施行規則にいう「業務の適正を確保する体制」と、証券取引法に基づく「企業内容等開示令」にいう「企業統治（コーポレートガバナンス）」の一部をなす「内部統制システム」とは同じことを指していると解されている。なお、内部統制という用語は、企業の外部からの、法令による規制、官庁による監督、投資家・消費者・自治体等による監視を意味する「外部統制」との対比において用いられている。単なるリスク管理とは異なる。

<具体的規程の制定>

それぞれの項目に具体的に該当する内部統制システムが構築されている証としては、そのシステムを具体化する規程が必要となるはずであるから、各項目毎に、具体的規程を簡単に考えてみよう。

### （1）取締役の職務執行の適法性

- ・企業倫理憲章



- ・企業理念
  - ・取締役職務基準規程（役員職務基準）
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理
- ・文書管理規程（総会議実録・取締役会議事録・稟議書等）
  - ・メール管理規程（会社法372条参照） モニタリング規程
  - ・個人情報保護規程
- (3) 損失の危険の管理
- ・リスク管理規程
  - ・危機管理規程
- (4) 取締役の職務執行の効率性
- ・業務分掌規程
  - ・特別取締役制度（会社法373条）
  - ・取締役報告規程 取締役職務基準規程
  - ・取締役会書面決議規程（会社法                    ）
- (5) 使用人の職務執行の適法性
- ・コンプライアンス規程（コンプライアンス担当取締役・コンプライアンス）
  - ・コンプライアンス・プログラム
  - ・コンプライアンス・マニュアル（対独占禁止法・対無体財産法・対証券取引法）
  - ・内部通報制度（内部通報規程）
  - ・内部監査規程（業務監査規程）
- (6) 企業集団の業務の適正
- ・子会社管理規程
  - ・グループ内取引管理規程
- (7) 監査役の職務を補助する使用人
- ・監査役職務規程（監査役職務規程・役員職務規程）
- (8) 監査役の職務を補助する使用人の独立性
- ・監査業務規定
- (9) 取締役・使用人の監査役への報告

- ・ 監査業務規定

(10) その他監査役の監査の実効性

- ・ 監査業務規定（業務分掌条項）

## 9 結びにかえて

これらの規程がすべて存在する必要はもちろんない。あくまでも、サンプル的規程名をあげたにすぎない。しかし、それぞれの項目に該当する内部統制システムが必要なのであるから、それぞれの内部統制システムの存在を伺わせる規程は存在していなければならないのである。

しかし、規程が作られれば、内部統制システムを構築したと勘違いしてはならない。規程はすぐにも作れる。問題は、その規程として存在しているシステムが本当に機能しているかどうかである。以下のような判を押したような内部統制システムの構築に関する決定の報告が公表されているが、それを裏付けるシステムは果たして本当に存在し、機能しているのだろうか。このような取締役会決議の下に、システムは存在そ、機能しているのか。

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は平成18年5月 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。

取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。

代表取締役社長は、取締役規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役規程に従い職務を執行する。

取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱規程並びに内部情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は総務チームが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

各担当部署は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び古物営業法に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。

各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としている。

取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には現在親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保する体制はない。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。

1. 重要な社内会議で決議された事項
2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
3. 毎月の経営状況として重要な事項
4. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
5. 重大な法令・定款違反
6. 重要な会計方針、会計基準及びその変更

### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以上